

令和 7 年度
全国安全週間説明会
〔 資 料 〕

第 98 回 全国安全週間スローガン

多 様 な 仲 間 と
築 く 安 全
未 来 の 職 場



佐 賀 労 働 局

佐賀労働基準監督署
唐津労働基準監督署
武雄労働基準監督署
伊万里労働基準監督署

資 料 目 次

	(ページ)
1 令和7年度 全国安全週間実施要綱(抜粋)	1
2 佐賀県における労働災害の推移	3
3 署別・業種別労働災害発生状況(令和6年)	4
4 佐賀県内における死亡労働災害の概要	4
5 職場の安全衛生教育について	5
6 リスクアセスメント評価実施記録表(参考例)	8
7 職場での転倒災害を防止しましょう!	10
8 エイジフレンドリーガイドライン	12
9 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	14
10 安全衛生優良企業公表制度について	15
11 事業者が行う退避や立入禁止等の措置について	16
12 労働者死傷病報告の報告事項変更と電子申請の義務化について	17
13 「無災害記録証」授与制度及び「建設事業無災害表彰」申請のご案内 ...	19
14 令和7年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表	20
15 ストップ・ザ・交通労働災害!	22

令和7年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 実施者

各事業場

4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

（1）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

（2）継続的に実施する事項

安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

（ア）年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

（イ）経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

（ウ）安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

（エ）労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

（ア）経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

（イ）就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

（ウ）災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

（エ）労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

（ア）発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

（イ）職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

（ア）リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

（イ）SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- (イ) 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- (ウ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (エ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (オ) トラックの逸走防止措置の実施
- (カ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - b 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - f 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - g 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (イ) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- (ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- (カ) 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ウ 交通労働災害防止対策

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

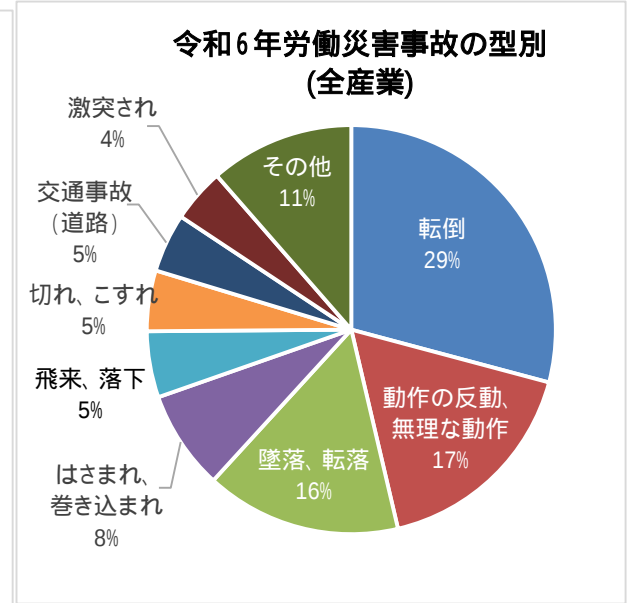
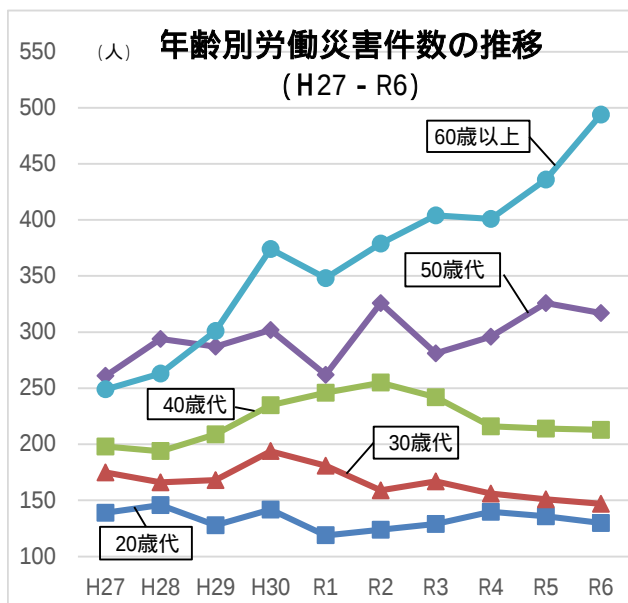
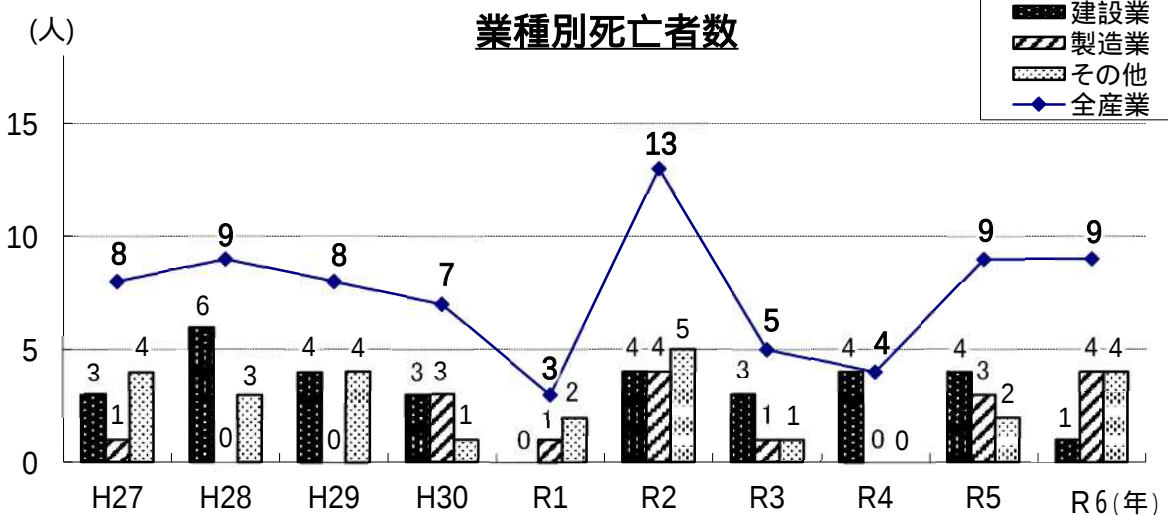
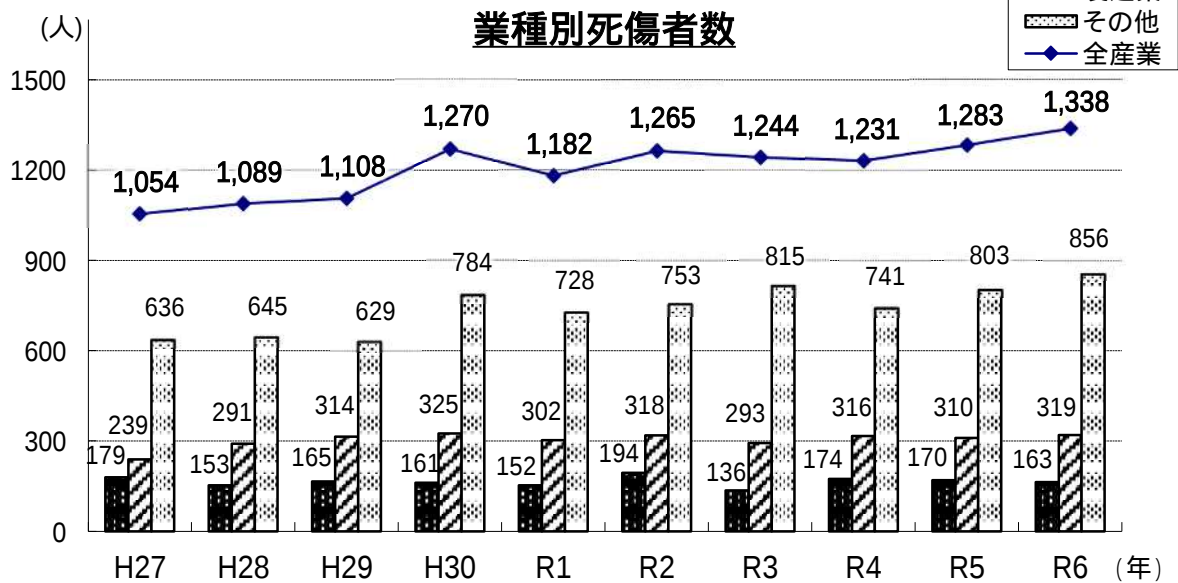
オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57195.html)

令和6年の県内の休業4日以上死傷者数は1,338人となっている。また、死亡者数は9人と前年に比べ同数となっている。(コロナウィルス感染症を除く)

佐賀県における労働災害の推移



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

署別・業種別労働災害発生状況(令和6年)(新型コロナウイルス感染症を除く)

(単位:人) 佐賀労働局

業種	署	佐 賀		唐 津		武 雄		伊万里		合 計		前年同期		増減数 (死傷者)	増 減 率 (死傷者)
		死傷者		死傷者		死傷者		死傷者		死傷者		死傷者			
			死亡者		死亡者		死亡者		死亡者		死亡者		死亡者		
製 造 業		189	3	35		43		52	1	319	4	310	3	9	2.9%
鉱 業		1								1		2		-1	-50.0%
建 設 業		82		28		35		18	1	163	1	170	4	-7	-4.1%
運輸交通業 (運輸・通運・貨物取扱 陸上貨物運送事業)		136	2	18	1	10		11		175	3	189	1	-14	-7.4%
		127		13		10		9		159		174	1	-15	-8.6%
農業、畜産・水産業		16		7		7		3		33		25		8	32.0%
林 業		4		2						6		11		-5	-45.5%
第 三 次 産 業		386		67		128	1	60		641	1	576	1	65	11.3%
商 業		128		24		40		22		214		198	1	16	8.1%
(うち 小売業)		83		19		28		20		150		123	1	27	22.0%
保健衛生業		129		16		51		17		213		185		28	15.1%
(うち 社会福祉施設)		88		15		34		10		147		132		15	11.4%
接客娯楽業		37		12		20	1	10		79	1	73		6	8.2%
(うち 飲食店)		20		6		8	1	7		41	1	41			
合 計		814	5	157	1	223	1	144	2	1,338	9	1,283	9	55	4.3%

前年同期	787	3	158	1	211	3	127	2	1283	9
増減数	27	2	-1		12	-2	17		55	
増減率	3.4%		-0.6%		5.7%		13.4%		4.3%	

(注)労働者死傷病報告(休業4日以上)による。死亡者数は内数。

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和7年】

令和7年4月1日現在

番号	業種	管轄署	発生日	時間	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	運輸交通業	佐賀	2月	10時台	男	60歳代	飛来・落下	玉掛用具	積載型小型移動式クレーンに積載したコンテナを荷台から卸す作業中、被災者は当該クレーンを操作し、コンテナを卸す位置の直上で停止させ、同僚と2人で位置の調整をしていたところ、玉掛用ワイヤロープが切断し、同僚とともにコンテナの下敷きになり被災した。

【令和6年】

番号	業種	管轄署	発生日	時間	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	製造業	伊万里	1月	14時台	男	70歳代	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	被災者は、工場内の鋼板を切断する機械のコンベアー操作盤付近の床面にうつ伏せの状態で見えられ、その後死亡が確認された。発見時の状況から、機械の付属部材と当該機械近くの構造物に挟まれたものと推測される。
2	製造業	佐賀	1月	13時台	男	40歳代	交通事故（道路）	トラック	国道バイパス道路において、被災者が運転する軽トラックが中央線をはみ出し、対向車線の中型トラックと正面衝突したものの。被災者は帰社途中で、軽トラックに同乗者はいなかった。
3	建設業	伊万里	2月	13時台	男	60歳代	墜落・転落	解体用機械	建物解体工事において、被災者は建屋2階にて解体用つかみ機を運転して、解体材が入ったフレコンバッグの吊り輪を掴み、旋回したところ、解体用つかみ機のバランスが崩れ、機体から投げ出され1階に墜落し、落下してきた解体用つかみ機の下敷きとなったものの。
4	接客・娯楽	武雄	4月	12時台	男	40歳代	その他	起因物なし	閉店作業中、頭痛及びろれつがまわらなくなり、意識不明となる。その後、病院へ緊急搬送されたが、3日後に死亡した。
5	製造業	佐賀	7月	15時台	男	50歳代	はさまれ、巻き込まれ	エレベータ、リフト	工場内において、被災者は電動ホイスต์につり下げた鉄製の搬器をガイドレールに沿って昇降させる装置を使用し、生産機械の部品を1階に下す作業中、搬器上部フレームと、昇降路に接する2階の床面に頭部を挟まれた状態で発見された。
6	運輸交通業	唐津	7月	7時台	男	60歳代	交通事故（道路）	トラック	片側1車線の県道において、被災者はダンプトラックを運転し作業場所へ向かう途中、下りの緩やかな右カーブで、左側のガードレール及び道路脇の立木に激突したものの。
7	運輸交通業	佐賀	7月	16時台	男	50歳代	交通事故（その他）	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターで帰社途中、墜落したものの。
8	運輸交通業	佐賀	7月	16時台	男	70歳代	交通事故（その他）	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターで帰社途中、墜落したものの。
9	製造業	佐賀	10月	12時台	男	30歳代	はさまれ、巻き込まれ	混合機・粉砕機	被災者は、ボールミルを使用して硬質ボールの洗浄作業を一人で行っていた。その後休憩時間になっても被災者が見当たらないことから、工場内に捜しにきた同僚が、機械に右半身を巻き込まれた状態の被災者を発見した。

職場の安全衛生教育を実施しましょう！

労働安全衛生法では労働者を**雇入れ**又は**作業内容を変更**したときは、「**雇入れ時等教育**」の実施が事業者に義務付けられていますが、近年、事業場において人手不足等を理由に**未熟練労働者**（未経験・経験の浅い労働者）や**非正規雇用労働者**（パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等）へ十分な**雇入れ時等教育**を行わなかったために、従事する業務に対して労働災害を防止するための知識が不足していたり労働者自身の安全衛生意識が不十分であることなどの要因による労働災害が多発しており、佐賀県内においても昨年（令和5年）の労働災害のうち、経験1年以下の被災者が約3割を占めています。

また、**職場で作業中の労働者を直接指揮・監督する職長等**は労働災害を防止する上で重要な役割を果たすため、労働安全衛生法では「**職長等の教育**」の実施が義務付けられていますが、この教育を受けないまま現場を任されている職長等もみられます。

未熟練労働者・非正規雇用労働者及び職場で作業中の労働者を直接指揮・監督する職長等が労働災害を防止するために必要な知識、技能、管理といった能力を高めるためにも「**雇入れ時等教育**」と「**職長等の教育**」を確実に実施することが大切です。

雇入れ時等教育 (労働安全衛生法第59条、同規則第35条)	職長等の教育 (労働安全衛生法第60条、同規則第40条)																											
事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。 	事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。																											
<table><tr><th>教育事項</th></tr><tr><td>① 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法</td></tr><tr><td>② 安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱方法</td></tr><tr><td>③ 作業手順</td></tr><tr><td>④ 作業開始時の点検</td></tr><tr><td>⑤ 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防</td></tr><tr><td>⑥ 整理、整頓・清潔の保持</td></tr><tr><td>⑦ 事故時等における応急措置・退避</td></tr><tr><td>⑧ その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項</td></tr></table> ■ 「正規雇用」「非正規雇用」の区別なく全ての労働者、全ての業種が対象です。	教育事項	① 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法	② 安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱方法	③ 作業手順	④ 作業開始時の点検	⑤ 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防	⑥ 整理、整頓・清潔の保持	⑦ 事故時等における応急措置・退避	⑧ その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項	<table><tr><th>教育事項</th><th>時間(H)</th></tr><tr><td>① 作業手順の定め方</td><td rowspan="2">2.0</td></tr><tr><td>② 労働者の適正な配置の方法</td></tr><tr><td>③ 指導及び教育の方法</td><td rowspan="2">2.5</td></tr><tr><td>④ 作業中における監督及び指示の方法</td></tr><tr><td>⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法</td><td rowspan="3">4.0</td></tr><tr><td>⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置</td></tr><tr><td>⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法</td></tr><tr><td>⑧ 異常時における措置</td><td rowspan="2">1.5</td></tr><tr><td>⑨ 災害発生時における措置</td></tr><tr><td>⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法</td><td rowspan="2">2.0</td></tr><tr><td>⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法</td></tr></table> ■ 建設業、製造業（※一部除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業は、必ず実施しなければならない業種です。 ※ 一部除かれる製造業は次の通り たばこ製造業、繊維工業（紡績業、染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）	教育事項	時間(H)	① 作業手順の定め方	2.0	② 労働者の適正な配置の方法	③ 指導及び教育の方法	2.5	④ 作業中における監督及び指示の方法	⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法	4.0	⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置	⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法	⑧ 異常時における措置	1.5	⑨ 災害発生時における措置	⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2.0	⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
教育事項																												
① 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法																												
② 安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱方法																												
③ 作業手順																												
④ 作業開始時の点検																												
⑤ 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防																												
⑥ 整理、整頓・清潔の保持																												
⑦ 事故時等における応急措置・退避																												
⑧ その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項																												
教育事項	時間(H)																											
① 作業手順の定め方	2.0																											
② 労働者の適正な配置の方法																												
③ 指導及び教育の方法	2.5																											
④ 作業中における監督及び指示の方法																												
⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法	4.0																											
⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置																												
⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法																												
⑧ 異常時における措置	1.5																											
⑨ 災害発生時における措置																												
⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2.0																											
⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法																												

外国人労働者・未熟練労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください 〈最大14言語・幅広い業種等に対応しました〉

マンガ・動画教材	初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。 教材はこちらから  動画教材(YouTube)のチャンネル登録はこちらから 
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル	未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。 教材はこちらから 

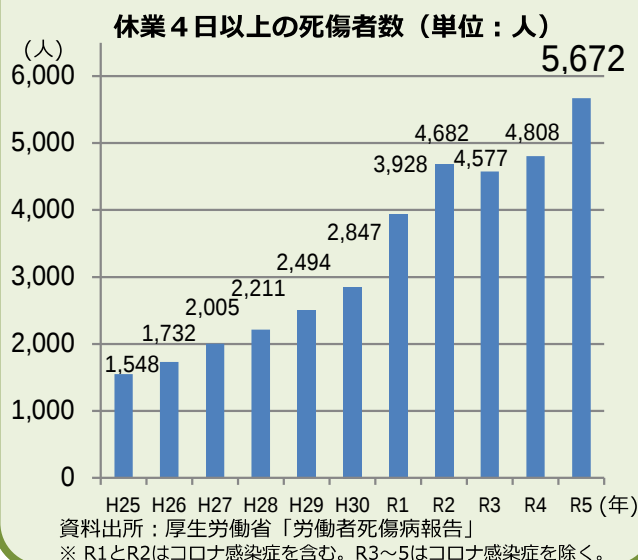
外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、令和5年は**5,000人を超え、10年前と比べ大幅に増加（約4,000人増）**しています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。**



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	☐
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	☐
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	☐
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	☐
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままに従事させていませんか。	☐

！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

<資料の入手はこちらから>

外国人労働者の安全衛生対策（言語ごとの視聴覚教材もあります。）

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



安全衛生教育等に利用できる 労働災害事例、各種教材・ツールのご案内

厚生労働省では労働安全衛生関係の各種情報等を「職場のあんぜんサイト」から発信しています。

「職場のあんぜんサイト」には安全衛生教育等に利用することができる労働災害事例や各種教材・ツールがあり、無料で利用することができますので是非ご活用ください。

職場のあんぜんサイト

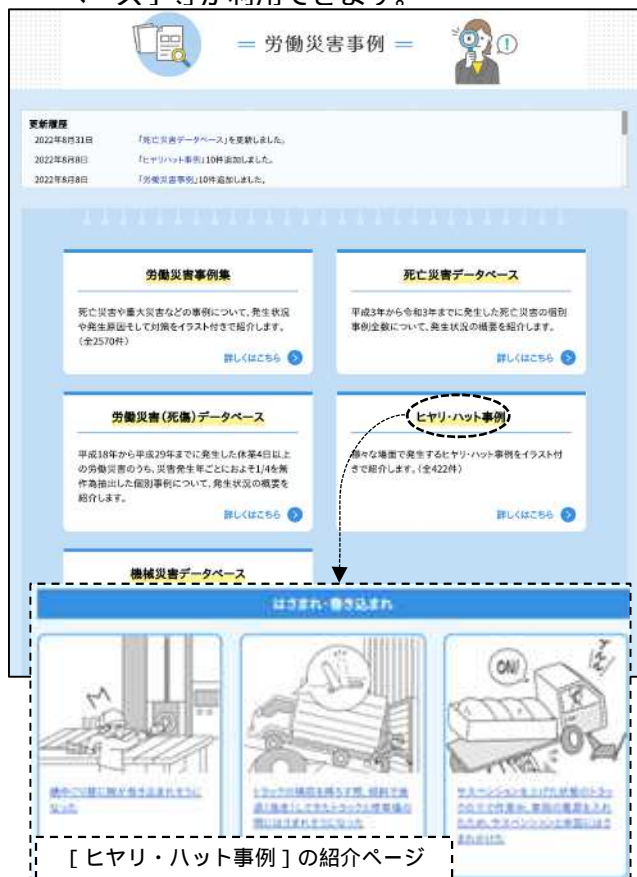
検索

【<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>】



ここをクリックすると「労働災害事例集」や「ヒヤリ・ハット事例」、「機械災害データベース」等が利用できます。

ここをクリックすると労働安全衛生教育に使える資料や動画が利用できます。



リスクアセスメント
評価実施記録表

(作業手順を基にしたリスクアセスメントの参考例)

参考



リスクアセスメント実施支援システム (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)

リスクアセスメント等関連資料・教材一覧
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/>)

(厚生労働省HPより)



リスクアセスメント実施年月日

令和 7年 6月 3日

評価者 安全一部、厚生光代、労働太郎

部署名 加工1係

リスクを洗い出した作業 スライス機でのハムのスライス作業

No	危険要因の洗い出し			リスク見積り (現状)		リスク評価 (現状)		リスク低減対策		対策後の リスク見積り (予測)		対策後の リスク評価 (予測)		優先 順位
	作業手順	危険要因 の内容	危険源の 部位	危険要因(リスク) ～するとき、～したので、～になる。	可能性	重大性	リスクレベル			可能性	重大性	リスクレベル		
1	スライス用のハムが入っている箱(重さ15kg)の運搬	6	ハムが入っている箱(重さ15kg)	箱を台の上まで持ち上げるとき、膝を曲げずに箱を持ち上げたので、腰を痛めて腰痛になる			3	重量物の正しい持ち上げ方や降ろし方を作業者に教える		○		2		
2	スライス加工するハムの袋をナイフで開ける	7	ナイフ	ナイフでハムの袋を開けると、急いで袋を切ろうとしたので、ナイフで手を切る		○	2	袋の開封専用のカッターを使う		○	○	1	ナイフの使用を禁止する	
3	スライス機でハムをスライス加工する	7	スライス機	ハムをスライス加工するとき、ハムを手で押してスライス加工していたので、回転中の刃に指が接触する	×		4	安全装置を付ける(ハム送り装置を使用している時のみ刃が回転するようにする)		○	○	1	手でハムを押す作業方法を禁止する	1
4	スライス機の刃の近くに付着したハムを取る	7	スライス機	ハムの切れカスを取るとき、刃の回転を止めないまま手で取るうとしたので、回転中の刃に指が接触する		×	4	スライス機の安全使用マニュアルを作成する		○	○	3	リスク低減対策のマニュアルに記載する	2
								刃の回転を停止させてからハムの切れカスを取る		○	○	1	安全使用マニュアルに記載する	2
								カス取り用の専用治具を使用する		○	○	2	スライス機に専用治具を備えつける	1

危険要因の内容	記号
挟まれ、巻き込まれ	1
墜落、転落	2
感電	3
高温物、爆発、ガス	4
車両	5
重量物	6
切断	7
その他	8

可能性ランク	記号
かなり起こる(6ヶ月に1回程度)	×
たまに起こる(年に1回程度)	
ほとんど起こらない(5年に1回程度)	○

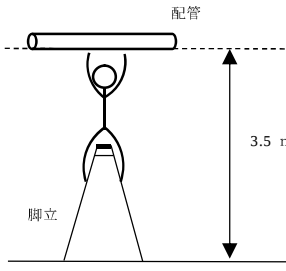
重大性ランク	記号
きわめて重大(死亡・障害)	×
重大(休業災害)	
軽微(不休災害)	○

リスクの見積り	リスクレベル
×	5
×	4
○×	3
○	2
○	1

リスクの評価	リスクへの対応
非常に危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う
かなり危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う
危険	機械や設備の改善を計画的に行う
やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
許容可能	安全教育のみで、特段の措置は必要ない

リスクアセスメント評価実施記録表

〔パトロール指摘やヒヤリ・ハット報告、危険予知活動を基にしたリスクアセスメントの参考例〕

1. 整理番号 ●●		2. リスクアセスメント実施日 令和 7 年 6 月 3 日		3. 評価者 安全一郎、厚生光代、労働太郎		
4. 部署名・機械名 加工 2 係・〇〇設備の配管			5. リスクを洗い出した作業 〇〇設備の配管点検作業			
6. 危険要因の洗い出し						
(1) 作業名 脚立を使った高所の点検整備作業			(2) 危険要因の内容 脚立からの墜落			
(3) 災害に至るプロセス ※～するとき、～したので、～になる。 高さ 3.5 メートルの高さにある〇〇設備の配管の点検作業のため、7 尺脚立の上でまたがって作業をしていた。作業を終えて、降りようとしたときに、脚立脚部のグリップが摩耗しており滑りやすくなっていたので、脚立が滑り、反動で労働者が墜落する。		(4) 危険要因の内容 [1] 挟まれ、巻き込まれ [2] 墜落、転落 [3] 感電 [4] 高温物、爆発、ガス [5] 車両 [6] 重量物 [7] 切断 [8] その他		【図、写真】 		
7. リスクの見積もり（現状） 可能性： × 重大性： △			8. リスクの評価（現状） リスクレベル： 4			
9. リスク低減対策	No.	内 容	10. 対策後のリスク見積り（予測）		11. 対策後のリスク評価（予測）	優先順位
			可能性	重大性		
	1	脚立をまたいで使用するとバランスを崩しやすいため、手すり付きの可搬式作業台を使用する。	○	△	2	①
	2	脚立の滑動防止のため、脚立脚部を重し等で固定する。固定できないときは同僚に脚立を支えてもらう。脚立をまたいで使用しない。	○	△	2	②
	3	脚立を使用する前に点検し、脚部のグリップの摩耗が激しいものを使用しないようにする。	△	△	3	③
	4	脚立作業での安全対策として「脚立の使用・点検方法の基準」を作成し、関係者に周知する。	×	△	4	④
5						
12. 改善にあたり考慮すべき事項 ・脚立を安全に使用するルールを明確化する。 ・脚立等の設備の点検体制を明確化させること。			13. 残留リスクに対する対応 ・高所作業（高さ 2m 以上）となる場合は墜落のリスクが残留するので、必ず墜落防止対策（墜落制止用器具、保護帽の着用等）を講じた上で作業を行う。 ・班長等の責任者は高所作業の墜落防止対策が有効に行われているかチェックを適時行う。			

●災害の可能性

可能性ランク	記号
かなり起こる（6ヶ月に1回程度）	×
たまに起こる（年に1回程度）	△
ほとんど起こらない（5年に1回程度）	○

●災害の重大性

重大性ランク	記号
極めて重大（死亡・障害）	×
重大（休業災害）	△
軽微（不休災害）	○

●リスクレベル

リスクの見積り	リスクレベル
××	5
×△、△×	4
○×、×○、△△	3
○△、△○	2
○○	1

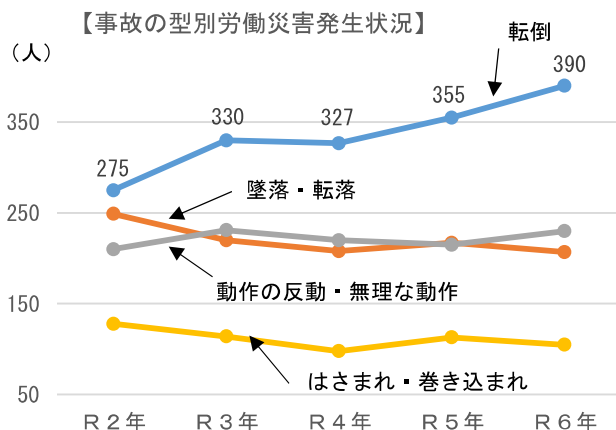
●リスクへの対応

リスクレベル	リスク評価	リスクへの対応
5	非常に危険	直ちに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
4	かなり危険	速やかに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
3	危険	計画的に機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
1	許容可能	安全教育のみで特段の措置は必要ない

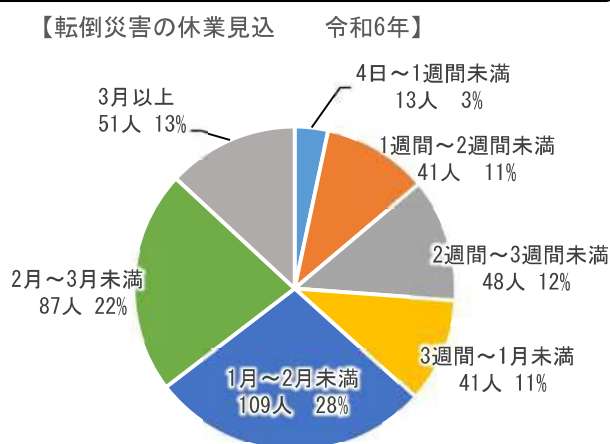
職場での転倒災害を防止しましょう！

休業4日以上の労働災害のうち、転倒で被災した方が最も多い状況です。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

転倒災害が最も多く発生！

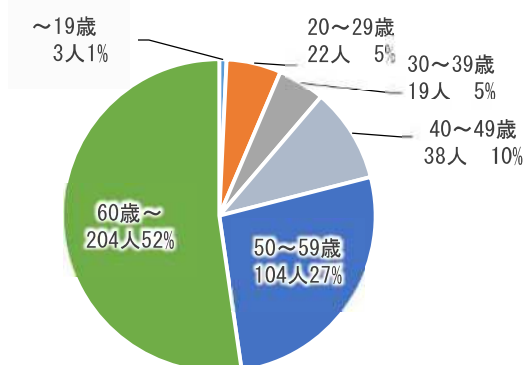


転倒災害は重症化しやすい！



50歳以上が3／4！

【転倒災害の被災者年齢構成 令和6年】



参考データ：佐賀県内発生分の労働者死傷病報告

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り ＜主な原因＞ - 床が滑りやすい素材である。 - 床に水や油が飛散している。 - ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	つまずき ＜主な原因＞ - 床の凹凸や段差がある。 - 床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し ＜主な原因＞ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	--	--



転倒予防・腰痛予防の取組資料

転倒災害対策リーフレット動画等



身体機能チェック（口コチェック）

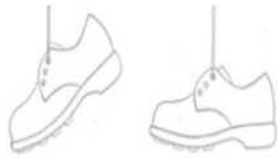


転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。
できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消 	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない 	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

＜転倒しないための靴選びのポイント＞

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。	
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。	
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。	
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。	
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。	
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。	

厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

※SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。



従業員の幸せのための安全アクション
SAFE コンソーシアムポータルサイト



[SAFEとは？](#)
[コンソーシアム](#)
[シンポジウム](#)
[アワード](#)
[現場視察](#)
[転倒予防川柳](#)
[動画](#)



コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ

加盟メンバー検索

2/9
結果発表

SAFEアワード

受賞事例はこちら

転倒予防川柳

2023年度の結果はこちら

詳細はこちら

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
X @safe_mhlw
https://twitter.com/safe_mhlw



エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

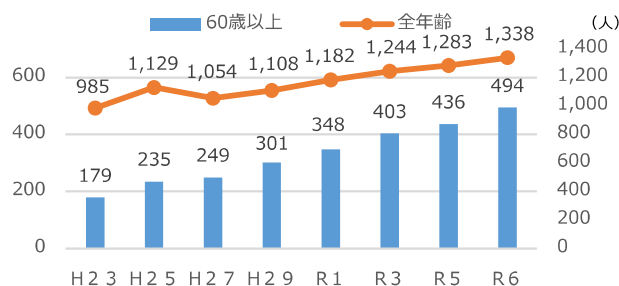
※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(令和6年は36.9%)

＜佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移＞

資料：労働者死傷病報告（休業4日以上） ※新型コロナウイルス感染症除く



1. 事業者求められる取組

(1) 職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入）

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

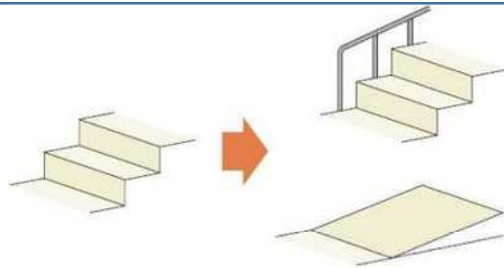
対策の例



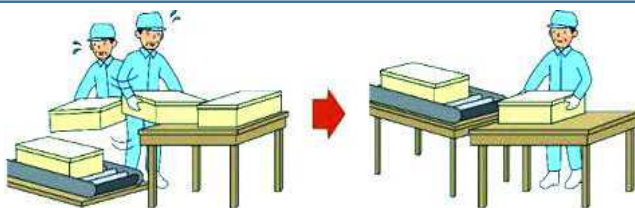
通路を含め作業場所の照度を確保する



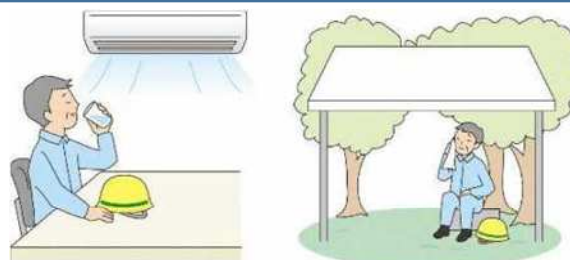
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等是有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



耐滑靴を利用させる

例えば戸口に段差がある時



解消できない危険個所に標識灯で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

（２）高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

①健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする

②高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ※ロコモティブシンドローム

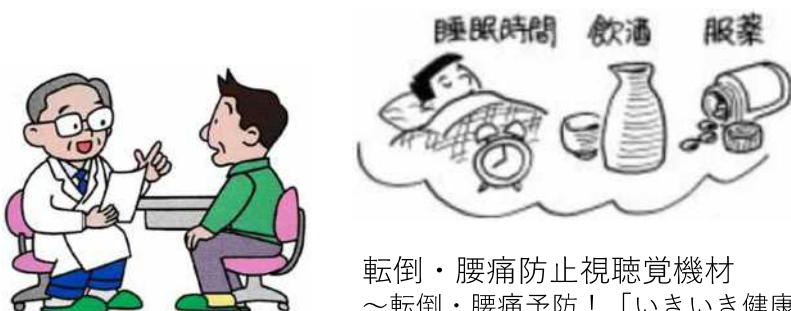
（３）安全衛生教育

①高年齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う

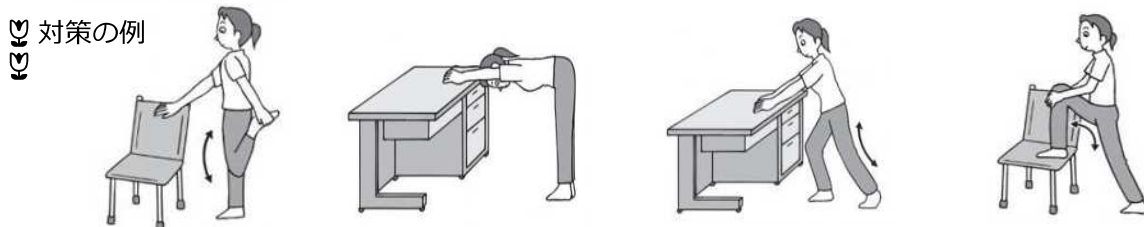
②管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



労働者に求められる取り組み：事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

対策の例



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

国・関係団体等による支援の活用

- （１）中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- （２）個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- （３）エイジフレンドリー補助金等の活用（令和７年度より総合対策コースが新設）
- （４）社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- （５）職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

（先進企業） <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業） <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

■中央労働災害防止協会ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

キャンペーン期間

5月

6月

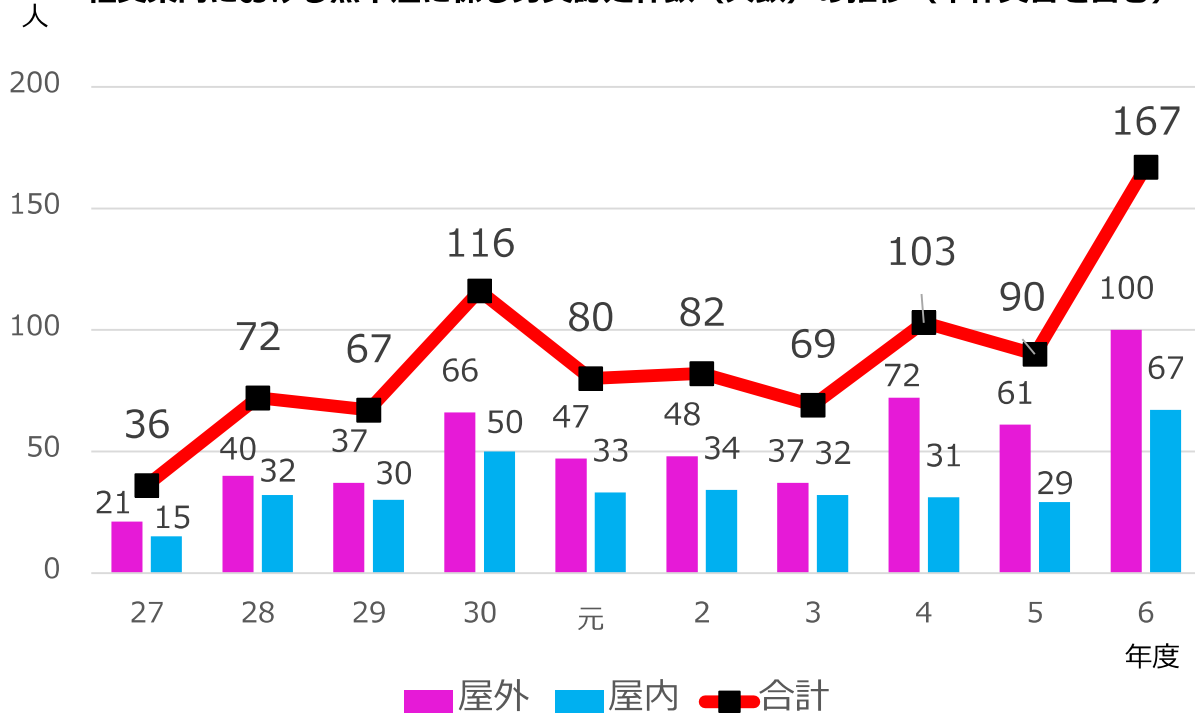
7月

8月

9月

重点取組

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（不休災害を含む）



キャンペーン概要

佐賀労働局・労働基準監督署

実施されているかを確認し、☒しましょう

5月～9月 キャンペーン期間にすべきこと



暑さ指数の低減



水分・塩分の摂取



作業時間の短縮



休憩場所の整備



暑熱順化への対応



作業中の労働者の健康状態の確認



異常時の対応

- ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
- ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
- ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
- ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

安全衛生優良企業は労働者の 安全や健康を守る企業の証です!!

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去 3 年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3 年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

認定の
メリット

厚生労働省のホームページで企業名が公表されます!
安全衛生優良企業マークを名刺や商品に使用できます!



労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、
ベストな労働環境を目指して認定を受けませんか？
詳細は、右の QR コードからホームページをご覧ください！



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、未来のために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

2024年4月作成

労働者死傷病報告の報告事項変更と 電子申請の義務化について

令和 7 年 1 月 1 日から、労働者死傷病報告の報告事項が変更され、以前の様式 23 号、24 号は使用できなくなりました。

また、労働基準監督署への報告は電子申請によることが義務化されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。
(外国籍の場合のみ)

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

詳しくは下記の HP をご確認ください。

厚生労働省 HP「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和 7 年 1 月 1 日施行)」



また、定期健康診断結果報告や衛生管理者、産業医の選任報告等も、電子申請が義務化されていますので、ご注意ください。

リーフレット「労働安全衛生関係の一部
の手続きの電子申請が義務化されます」



労働者死傷病報告や各種健康診断結果報告等、安衛法関係の報告は 「入力支援サービス」が便利です！

厚生労働省ポータルサイトの「入力支援サービス」を使えば、報告書類の作成や電子申請がスムーズに行えます！

「入力支援サービス」



電子申請は、入力支援サービスを經由して「e-Gov 電子申請」のシステムで行うため、利用には次のいずれかのアカウント（無料）が必要です。

・e-Gov アカウント ・G ビズ ID ・Microsoft アカウント

各アカウントの説明や登録方法は、e-Gov の HP「利用準備」にまとめてありますので、そちらをご確認ください。

e-Gov の HP「利用準備」→



電子申請等問い合わせ先、手順書等一覧

問い合わせ内容	問い合わせ先等	連絡先等
e-Gov、e-Gov 利用方法について	e-Gov 利用者サポートデスク	050-3786-2225 または お問い合わせフォーム→ 
e-Gov の利用説明書	-	e-Gov 初心者ガイド 
入力支援サービスの利用方法について	入力支援サービスヘルプデスク	03-5829-5921 chohyo-sup@grandunit.com
入力支援サービスの利用説明書	-	労働安全衛生法関係の届出・申請等 帳票印刷に係る入力支援サービス 電子申請サービス利用方法 
入力支援サービスの死傷病報告手順書	-	帳票入力支援サービスを活用した 労働者死傷病報告の電子申請方法 について 

「無災害記録証」授与制度のご案内

この授与制度は、“無災害記録証授与内規”に基づくもので、対象及び申請方法等は次のとおりです。

1 対象等

厚生労働省では、一定期間（時間）労働災害を発生させることのなかった事業場に対して厚生労働省労働基準局長名の「無災害記録証」を授与しております。

無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階とされ、無災害の労働時間数が、第1種から第5種までの基準に達した時に、事業場からの申請に基づき都道府県労働局長の推薦により授与されます。

2 申請先

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して佐賀労働局長あてに申請してください。

3 申請の際に必要な書類

- 第 1 種無災害記録申請
- 同意書
- 調査表

「建設事業無災害表彰」申請のご案内

この申請は、“建設事業無災害表彰内規”に基づくもので、対象及び申請方法等は次のとおりです。

1 対象等

厚生労働省では、次の（１）から（３）の全てに該当する事業であって、全工期を通じ、業務上の災害が発生しなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の表彰状を授与しております。

- （１）事業の期間（工期）が予定される事業であること。
- （２）労働基準法別表第1第3号（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業）に該当する事業であること。
- （３）労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上であること。

ここで、「業務上の災害」とは、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものです。

なお、業務上の災害であっても、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した災害は、ここでは業務上の災害から除かれます。

2 申請先

事業場（建設工事）の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して佐賀労働局長あてに申請してください。

3 申請の際に必要な書類

- 建設事業無災害表彰申請書
- 関係請負人無災害証明書
- ※工事に関係した請負人の証明書です。
- 「労働保険 概算・増加概算・確定 保険料申告書」の写し。

「無災害記録証」及び「建設事業無災害表彰」について、詳しくは佐賀労働局ホームページの専用ページを参照ください。

※『無災害記録証授与内規』、『建設事業無災害表彰内規』を確認することができます。また、『申請の際に必要な書類』の様式をダウンロードすることができます。

専用
ページ
はこちら
から





令和7年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表

佐賀労働局

月												
	(一社)佐賀県労働基準協会 〒845-0031 小城市三日町堀江1721 TEL 0952-37-8277 FAX 0952-37-8278	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0952-26-2779 FAX 0952-26-2789	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 佐賀県支部 〒849-0921 佐賀市高木通西3-1-20 TEL 0952-30-1601 FAX 0952-31-6441	林業、木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4 TEL 0952-23-6181 FAX 0952-29-2187	(一社)日本ボイラ協会 福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区紙町1-28い ちご博多ビル4階 TEL092-710-5225 FAX092-710-7703	佐賀県石材工業協同組合 〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0952-23-2202 FAX 0952-29-2376	佐賀県建設労働組合連合会 〒849-0936 佐賀市鶴岡町森田469-1 TEL 0952-30-8121 FAX 0952-30-8123	(公社)建設荷役車両安全 技術協会 佐賀県支部 〒849-1301 鹿島市常広139-2 TEL 0954-62-6315 FAX 0954-62-6368	キャタピラ九州(株) 佐賀教育センター 〒849-0202 佐賀市久保田町大字久喜2944 TEL 0952-68-2133 FAX 0952-68-2135	(有)富士自動車学校 〒840-0514 佐賀市富士町内野442-4 TEL 0952-51-0150 FAX 0952-63-0088	日本建機教育所(株) 〒848-0072 和歌山県橋本市東家6丁目5-22 TEL 0736-20-2055 FAX 0736-33-2829	鶴マジオワークシステム マジオワークライセンススクール佐賀校 〒849-0112 三豊基磐みやき町大字江口3641-1 TEL 099-226-1234(鹿児島校)
4	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育 ●新入社員安全衛生教育	●小型車両系建設機械運転特別教育 ●フルハーネス型特別教育 ●車両系建設機械(整地等)運転技能講習 ●職長・安全衛生責任者教育 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●足場の組立て等特別教育 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●熱中症予防指導員研修	<技能講習> 実施月日: 4月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里) ●テールゲートリフター特別教育(佐賀) <技能講習> 実施月日: 5月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里) ●テールゲートリフター特別教育(佐賀)						<技能講習> ●車両系建設機械(整地・運搬・精込、掘削用)運転技能講習 ●車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●フォークリフト運転技能講習 (毎月実施) ●不整地運搬車運転技能講習 (4月、6月、8月) ●ガス溶接技能講習 (4月、5月、7月、9月) ●地山の掘削及び土止めの支保工作業主任者技能講習 (5月、6月、7月、9月)	【毎月実施】 <技能講習> ●フォークリフト運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習	●車両系建設機械(整地・運搬・精込、掘削用)運転技能講習 ●車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ●玉掛け技能講習	●フォークリフト運転技能講習 ●はい作業主任者技能講習
	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●保護具着用管理責任者 ●職長・安全衛生責任者教育	●高所作業車運転技能講習 ●テールゲートリフター特別教育 ●丸のご等取扱い作業従事者教育 ●不整地運搬車運転技能講習 ●安全衛生推進者初任時教育 ●綿固め用機械(ローラー)運転特別教育	<技能講習> 実施月日: 6月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) ●小型移動式クレーン運転技能講習 (佐賀) <技能講習> 実施月日: 7月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・免許なしを含む) ●フォークリフト運転技能講習 (伊万里・唐津) ●はい作業主任者技能講習(佐賀) <技能講習> 実施月日: 8月	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習					●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 (6月、8月) ●足場の組立て等作業主任者技能講習 (7月、9月) ●建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 (4月、7月、8月) ●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 (5月、8月) ●木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 (6月) ●はい作業主任者技能講習 (6月、9月)			
	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習 ●アーク溶接等業務(学科)特別教育 ●低圧電気取扱業務(学科)特別教育 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●テールゲートリフター操作業務特別教育 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育	●小型移動式クレーン運転技能講習 ●職長・安全衛生責任者能力向上教育 ●地山掘削・土止め支保工作業主任者技能講習 ●低圧電気取扱い業務特別教育 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習	●はい作業主任者技能講習(佐賀) ●精削し作業指揮者に対する安全教育(佐賀) ●熱中症予防対策により、8月のフォークリフト講習を中止します。 <技能講習> 実施月日: 9月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) ●テールゲートリフター特別教育(佐賀) 募集状況(受講者10名以下)により中止する場合があります。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習				●特定自主検査者資格取得研修: フォークリフト(対象: 検査業) ●特定自主検査者資格取得研修: 整地・運搬・精込み用、掘削用及び解体用機 (対象: 事業内検査者)				
6	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習 ●アーク溶接等業務(学科)特別教育 ●低圧電気取扱業務(学科)特別教育 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●テールゲートリフター操作業務特別教育 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育	●小型移動式クレーン運転技能講習 ●職長・安全衛生責任者能力向上教育 ●地山掘削・土止め支保工作業主任者技能講習 ●低圧電気取扱い業務特別教育 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習	●はい作業主任者技能講習(佐賀) ●精削し作業指揮者に対する安全教育(佐賀) ●熱中症予防対策により、8月のフォークリフト講習を中止します。 <技能講習> 実施月日: 9月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) ●テールゲートリフター特別教育(佐賀) 募集状況(受講者10名以下)により中止する場合があります。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習				●特定自主検査者資格取得研修: フォークリフト(対象: 検査業) ●特定自主検査者資格取得研修: 整地・運搬・精込み用、掘削用及び解体用機 (対象: 事業内検査者)	<特別教育> ●小型車両系建設機械(整地等)特別教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●綿固め用機械(ローラー)特別教育 (4月、6月、8月実施) ●小型フォークリフト特別教育 (4月実施) ●自由研削砥石(グラインダ)特別教育 (4月、7月実施) ●クレーン(5t未満)特別教育 (5月、9月実施) ●低圧電気取扱い特別教育 (6月実施) ●アーク溶接(実技含む)特別教育 (6月、9月実施) ●酸素欠乏危険場所作業(2種)特別教育 (5月、9月実施) ●巻上げ機(ウインチ)特別教育 (7月実施) ●粉じん作業特別教育 (4月実施) ●伐木作業(チェーンソー)特別教育 (4月、6月、8月実施) ●伐木作業(チェーンソー)【補講】 (6月実施) ●石綿取扱い作業従事者特別教育 (7月実施) ●フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育 (4月、7月実施) ●テールゲートリフター特別教育 (5月、8月毎月実施)	●特定自主検査者資格取得研修: 綿固め機械(対象: 事業内検査者)	●特定自主検査者資格取得研修: 整地・運搬・精込み用、掘削用及び解体用機 (対象: 事業内検査者)	●特定自主検査者資格取得研修: 綿固め機械(対象: 事業内検査者)
	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●安全衛生推進者養成講習教育 ●安全管理者選任時研修 ●保護具着用管理責任者 ●職長・安全衛生責任者教育 ●第1種衛生管理者試験受験準備講習	●現場管理者統括管理講習 ●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素特別教育 ●振動工具取扱い作業従事者教育 ●玉掛け技能講習 ●斜面の点検者に対する安全教育 ●一般建築物石綿建材調査者講習 ●フルハーネス型特別教育 ●施工管理者等のための足場の点検実務者研修	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。		●採石業災害防止安全衛生大会・労働災害防止安全対策研修会	●木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	●特定自主検査者資格取得研修: 綿固め機械(対象: 事業内検査者)					
	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●安全衛生推進者養成講習教育 ●安全管理者選任時研修 ●保護具着用管理責任者 ●職長・安全衛生責任者教育 ●第1種衛生管理者試験受験準備講習	●現場管理者統括管理講習 ●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素特別教育 ●振動工具取扱い作業従事者教育 ●玉掛け技能講習 ●斜面の点検者に対する安全教育 ●一般建築物石綿建材調査者講習 ●フルハーネス型特別教育 ●施工管理者等のための足場の点検実務者研修	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習	●採石業災害防止安全衛生大会・労働災害防止安全対策研修会	●木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	●特定自主検査者資格取得研修: 綿固め機械(対象: 事業内検査者)					
7	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●安全衛生推進者養成講習教育 ●安全管理者選任時研修 ●保護具着用管理責任者 ●職長・安全衛生責任者教育 ●第1種衛生管理者試験受験準備講習	●現場管理者統括管理講習 ●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素特別教育 ●振動工具取扱い作業従事者教育 ●玉掛け技能講習 ●斜面の点検者に対する安全教育 ●一般建築物石綿建材調査者講習 ●フルハーネス型特別教育 ●施工管理者等のための足場の点検実務者研修	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習				●特定自主検査者資格取得研修: 綿固め機械(対象: 事業内検査者)	<安全衛生教育> ●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)
	●ガス溶接技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●粉じん作業特別教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●ゼロ炎運動KYTトレーナー研修会	●高所作業車運転技能講習 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●石綿作業従事者特別教育 ●職長・安全衛生責任者能力向上教育 ●足場の組立て等特別教育	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習	●採石のための掘削作業主任者資格取得講習会(於:福岡市)日程調整中	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル					
	●ガス溶接技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●粉じん作業特別教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●ゼロ炎運動KYTトレーナー研修会	●高所作業車運転技能講習 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●石綿作業従事者特別教育 ●職長・安全衛生責任者能力向上教育 ●足場の組立て等特別教育	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習	●採石のための掘削作業主任者資格取得講習会(於:福岡市)日程調整中	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル					
8	●ガス溶接技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●粉じん作業特別教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●ゼロ炎運動KYTトレーナー研修会	●高所作業車運転技能講習 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●石綿作業従事者特別教育 ●職長・安全衛生責任者能力向上教育 ●足場の組立て等特別教育	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習				●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル	<安全衛生教育> ●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (6月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)
	●ガス溶接技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●粉じん作業特別教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●ゼロ炎運動KYTトレーナー研修会	●高所作業車運転技能講習 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●石綿作業従事者特別教育 ●職長・安全衛生責任者能力向上教育 ●足場の組立て等特別教育	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習	●採石のための掘削作業主任者資格取得講習会(於:福岡市)日程調整中	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル					
	●ガス溶接技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●粉じん作業特別教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●ゼロ炎運動KYTトレーナー研修会	●高所作業車運転技能講習 ●刈払機取扱い作業者安全教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●石綿作業従事者特別教育 ●職長・安全衛生責任者能力向上教育 ●足場の組立て等特別教育	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習	●採石のための掘削作業主任者資格取得講習会(於:福岡市)日程調整中	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル	●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル					
9	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●低圧電気取扱業務(学科)特別教育 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育 ●職長能力向上教育	●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●フルハーネス型特別教育 ●車両系建設機械(整地等)安全衛生教育 ●小型車両系建設機械運転特別教育 ●車両系建設機械(整地等)運転技能講習	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習			●足場の組立て等作業主任者技能講習	●実務研修: 記録表作成、座学コース ●特定自主検査資格取得研修: 高所作業車(対象: 検査業)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (8月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (8月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (8月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)	●丸のご等取扱作業従事者安全衛生教育 (5月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (4月、5月、6月、7月、8月、9月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (8月実施) ●有機溶剤業務安全衛生教育 (8月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (5月実施)
	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●低圧電気取扱業務(学科)特別教育 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育 ●職長能力向上教育	●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●フルハーネス型特別教育 ●車両系建設機械(整地等)安全衛生教育 ●小型車両系建設機械運転特別教育 ●車両系建設機械(整地等)運転技能講習	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習	●足場の組立て等作業主任者技能講習	●実務研修: 記録表作成、座学コース ●特定自主検査資格取得研修: 高所作業車(対象: 検査業)						
	●玉掛け技能講習 ●床上操作式クレーン運転技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●低圧電気取扱業務(学科)特別教育 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育 ●職長能力向上教育	●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●フルハーネス型特別教育 ●車両系建設機械(整地等)安全衛生教育 ●小型車両系建設機械運転特別教育 ●車両系建設機械(整地等)運転技能講習	●安全衛生教育: [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●精削し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。	●刈払機取扱作業者安全衛生教育講習 ●伐木等業務の特別教育講習	●足場の組立て等作業主任者技能講習	●実務研修: 記録表作成、座学コース ●特定自主検査資格取得研修: 高所作業車(対象: 検査業)						
休止												
備考	1 九州安全衛生技術センター(TEL 0942-43-3381)において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において頒布しております。 2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申し込みはそれぞれの実施機関に連絡して下さい。なお、本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載していますのでご利用ください。											



令和7年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表

佐賀労働局

実施 期間 月	実施 場所	(一社)佐賀県労働基準協会	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 佐賀県支部	林業、木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部	(一社)日本ボイラ協会 福岡支部	佐賀県石材工業協同組合	佐賀県建設労働組合連合会	(公社)建設荷役車両安全 技術協会 佐賀県支部	キャタピラー九州(株) 佐賀教育センター	(有)富士自動車学校	日本建機教育所(株)	鍋マジオワークシステム マジオワークライセンススクール佐賀校
		〒845-0031 小城市三日町福江1721 TEL 0952-37-8277 FAX 0952-37-8278	〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0952-26-2779 FAX 0952-26-2789	〒849-0921 佐賀市高木通西3-1-20 TEL 0952-30-1601 FAX 0952-31-6441	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4 TEL 0952-23-6181 FAX 0952-29-2187	〒812-0013 福岡市博多区紙屋町1-28い ちご第ビル4階 TEL092-710-5225 FAX092-710-7703	〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0952-23-2202 FAX 0952-29-2376	〒849-0936 佐賀市鶴岡町森田469-1 TEL 0952-30-8121 FAX 0952-30-8123	〒849-1301 鹿島市常広139-2 TEL 0954-62-6315 FAX 0954-62-6368	〒849-0202 佐賀市久保田町大字久喜2944 TEL 0952-68-2133 FAX 0952-68-2135	〒840-0514 佐賀市富士町内野442-4 TEL 0952-51-0150 FAX 0952-63-0088	〒848-0072 和歌山県橋本市東家6丁目5-22 TEL 0736-20-2055 FAX 0736-33-2829	鍋マジオワークシステム マジオワークライセンススクール佐賀校 〒849-0112 三豊基磐みやき町大字江口3641-1 TEL 099-226-1234 (鹿児島校)
10	●玉掛け技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●アーク溶接等業務(学科)特別教育 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●保護具着用管理責任者教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●管理監督者・労務担当者講習 ●安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修 ●外国人実習制度関係者養成講習	●地山掘削・土止め支保工作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習 ●締固め用機械(ローラー)運転特別教育 ●建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ●不整地運搬車運転技能講習	●<技能講習> 実施月日:10月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・唐津) ●<技能講習> 実施月日:11月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・武雄) ●シヨベルローダー等運転技能講習 (佐賀) ●<技能講習> 実施月日:12月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里)	●伐木等業務の特別教育講習	●ボイラー取扱技能講習 (佐賀市)	●一般粉じん関係公害防止管理者資格認定講習会[(一社)日本砕石協会(於:福岡市)]		●能力向上教育:フォークリフト	●<技能講習> ●車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習 ●車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●フォークリフト運転技能講習 (毎月実施) ●不整地運搬車運転技能講習 (10月、12月、2月) ●ガス溶接技能講習 (11月、1月、3月)	[毎月実施] ●<技能講習> ●フォークリフト運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習			
11	●玉掛け技能講習 ●ガス溶接技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●安全管理者選任時研修 ●職長・安全衛生責任者教育	●小型移動式クレーン運転技能講習 ●職場環境改善実施担当者講習 ●フルハーネス型特別教育 ●テールゲートリフター特別教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●施工管理者等のための足場の点検実務者研修	●テールゲートリフター特別教育(佐賀) ●<技能講習> 実施月日:1月 ●はい作業主任者技能講習(佐賀) ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里) ●<技能講習> 実施月日:2月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀 運転免許なし含む) ●フォークリフト運転技能講習 (伊万里 運転免許なしを含む) ●フォークリフト運転技能講習 (武雄) ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 (佐賀)		●ボイラー取扱技能講習 (佐賀市)	●採石業務管理者試験準備会 (於:福岡)日程調整中		●特定自主検査資格所得研修:フォークリフト (対象:事業内検査者) ●能力向上教育:整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機	<特別教育> ●小型車両系建設機械(整地等)特別教育 (10月、11月、12月、1月、2月、3月実施) ●締固め用機械(ローラー)特別教育 (10月、1月実施) ●小型フォークリフト特別教育 (10月実施) ●クレーン(5t未満)特別教育 (11月、3月実施) ●伐木作業(チェーンソー)特別教育 (10月、12月、2月実施) ●伐木作業(チェーンソー)特別教育【補講】 (12月実施) ●石綿取扱い作業従事者特別教育 (10月実施) ●アーク溶接(実技含む)特別教育 (12月、2月実施) ●粉じん作業特別教育 (10月実施) ●自由研削砥石(グラインダ)特別教育 (11月、2月実施) ●巻上げ機(ウインチ)特別教育 (11月、3月実施) ●低圧電気取扱い特別教育 (10月実施) ●フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育 (10月、1月実施) ●テールゲートリフター特別教育 (11月、2月毎月実施)				
12	●玉掛け技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習 ●低圧電気取扱業務(学科)特別教育 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●安全衛生推進者養成講習教育 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育	●玉掛け技能講習 ●鋼構架設等作業主任者技能講習 ●車両系建設機械(整地等)運転技能講習	●フォークリフト運転技能講習 (佐賀) ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 (佐賀) ●<技能講習> 実施月日:3月 ●フォークリフト運転技能講習 (佐賀・伊万里・唐津) ●小型移動式クレーン運転技能講習 (佐賀) ●テールゲートリフター特別教育(佐賀) ●募集状況(受講者10名以下)により中止する場合があります。 ●<安全衛生教育> [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●積卸し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育		●ボイラー取扱技能講習 (佐賀市)				<安全衛生教育> ●丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 (10月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (10月、11月、12月、1月、2月、3月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (10月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (12月実施)				
1	●玉掛け技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●鉛作業主任者技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●アーク溶接等業務(学科)特別教育 ●保護具着用管理責任者教育 ●職長・安全衛生責任者教育	●フルハーネス型特別教育 ●職長・安全衛生責任者教育 ●一般建築物石綿建材調査者講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習	●<安全衛生教育> [随時開催] ●フォークリフト運転業務従事者安全教育 ●作業指揮者講習 ●安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ●積卸し作業指揮者に対する安全教育 ●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育		●ボイラー取扱技能講習 (佐賀市)				<安全衛生教育> ●丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 (10月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (10月、11月、12月、1月、2月、3月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (10月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (12月実施)				
2	●玉掛け技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●低圧電気取扱業務(学科)特別教育 ●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●クレーン運転業務(学科)特別教育 ●化学物質管理者養成講習 ●職長・安全衛生責任者教育	●玉掛け技能講習	上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。		●ボイラー取扱技能講習 (佐賀市)				<安全衛生教育> ●丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 (10月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (10月、11月、12月、1月、2月、3月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (10月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (12月実施)				
3	●玉掛け技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●乾燥設備作業主任者技能講習 ●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育 ●保護具着用管理責任者教育 ●職長・安全衛生責任者教育				●ボイラー取扱技能講習 (佐賀市)				<安全衛生教育> ●丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 (10月実施) ●刈払機取扱作業安全衛生教育 (10月、11月、12月、1月、2月、3月実施) ●振動工具取扱作業安全衛生教育 (10月実施) ●職長・安全衛生責任者教育 (12月実施)				
休 止													
備 考	1 九州安全衛生技術センター(TEL 0942-43-3381)において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において配布しております。 2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申込みはそれぞれの実施機関に連絡してください。なお、本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載していますので、ご利用ください。												

ストップ・ザ・交通労働災害！



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、
運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。
労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

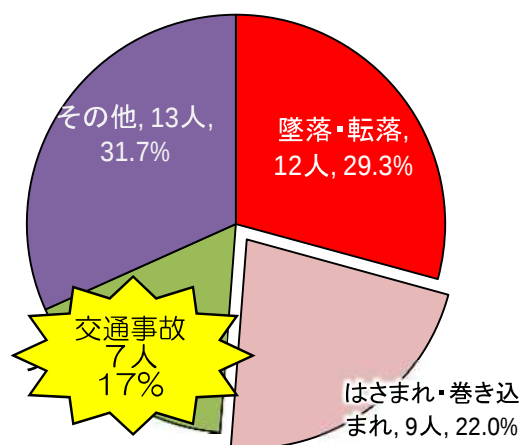
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

死亡労働災害の約 2 割が、「交通事故」！

過去 5 年間（令和 2 年から令和 6 年まで）の佐賀県内における交通労働災害（交通事故）による死亡者数（7 人）は、全産業の死亡労働災害（41 人）の約 2 割を占めており死亡原因の 3 位となっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

佐賀労働局における過去 5 年間
（令和 2 年～令和 6 年）の死亡労働災害発生状況



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

佐賀労働局・各労働基準監督署の 案内図及び所在地・連絡先

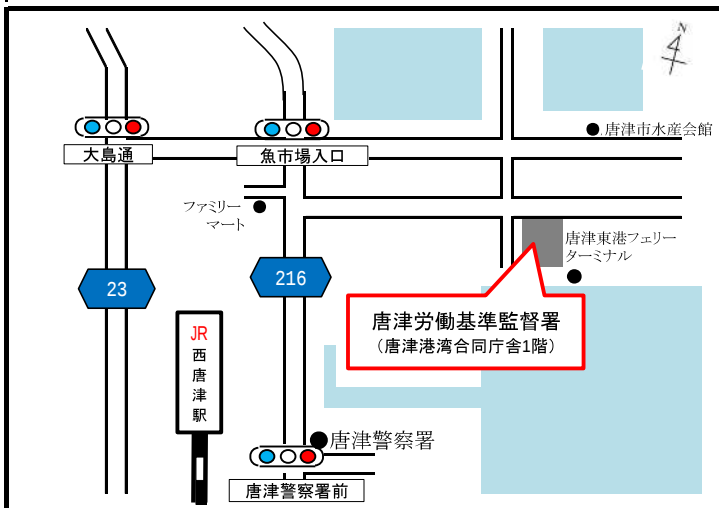


佐賀労働局 tel:0952-32-7155
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 健康安全課(ダイヤルイン)
(佐賀第二合同庁舎 4～6階) tel:0952-32-7176

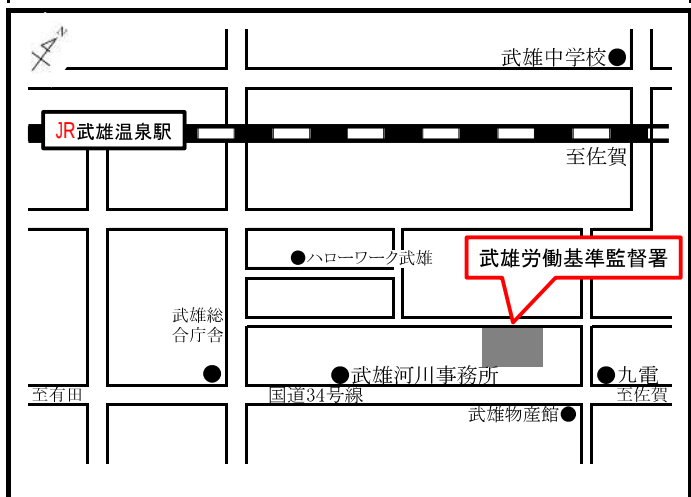
佐賀労働基準監督署 tel:0952-32-7133
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 安全衛生課(安全・健康確保)
(佐賀第二合同庁舎 3階) tel:0952-38-5411
労災課(労災補償) tel:0952-32-7141
総合労働相談コーナー tel:0952-32-7189



唐津労働基準監督署 tel:0955-73-2179
〒847-0861 唐津市二太子3丁目214-6
(唐津港湾合同庁舎 1階)



武雄労働基準監督署 tel:0954-22-2165
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758



伊万里労働基準監督署 tel:0955-23-4155
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64

